

「アイザワの約款・規定集」変更点

2025年2月17日改正

令和6年度税制改正にともない、「第13章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」および「第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の以下の部分を変更いたします。

■第13章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

新

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

- (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月末日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下「廃止通知書等記載事項」という。)の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項「~~非課税口座廃止通知書~~」または「~~勘定廃止通知書~~」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項「~~非課税口座廃止通知書~~」または「~~勘定廃止通知書~~」を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第2019項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第3332項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合「~~非課税口座廃止通知書~~」または「~~勘定廃止通知書~~」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」という。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」という。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供が提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。
- (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする「~~非課税口座廃止通知書~~」または「~~勘定廃止通知書~~」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3) (省略)
- (4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。

(以下省略)

- (6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付 **または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。**

第 3 条の 3 (特定累積投資勘定の設定)

- (1) (省略)
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、**「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、**所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日 (特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日) において設けられます。

第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および同条(2)に掲げるものを除く。) のみを受け入れます。
- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含む。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、**または**当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。) により取得をした上場株式等 **または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に規定する上場株式等**で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。) の合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額 (特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。) の合計額が 1,200 万円を超える場合
- ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 3231 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等
- (2) 特定非課税管理勘定には、**前項①に掲げる上場株式等で**次の各号に定める **もの上場株式等**を受け入れることができません。

(以下省略)

第 10 条の 3 (非課税口座の開設について)

- (1) (省略)
- (2) 2028 年 10~~+~~月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社にお

いては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

■第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

新

第2節 未成年者口座の管理

第2条 (未成年者口座~~廃止開設届出書等~~の提出)

~~(1) (全文削除)~~

~~(2) (全文削除)~~

~~(3)~~お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

~~(4) (全文削除)~~

~~(5) (全文削除)~~

第3条 (~~非課税管理勘定および~~継続管理勘定の設定)

~~(1) (全文削除)~~

~~(2) (全文削除)~~

~~(3)~~未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限る。）の1月1日に設けられます。

第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいう。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」という。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) (省略)

① (省略)

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（~~この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。~~）

③ (省略)

第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）基準年の前年12月31日までは、

次に定める取扱いとなります。

- ①災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」という。）~~災害等による返還等~~および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」という。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- （以下省略）

第12条（出国時の取扱い）

- (1)（省略）
- (2)（省略）
- (3)当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいう。以下同じ。）をした後、当社に~~同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」~~の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第6節その他の通則

第25条（~~未成年者口座取引または~~課税未成年者口座取引である旨の明示）

- (1)お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等~~（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいう。以下この項において同じ。）~~、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を~~未成年者口座または~~課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して~~未成年者口座または~~課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- (2)（省略）

第27条（非課税口座のみなし開設）

- (1)（省略）
- (2)前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して~~非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいう。）~~が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で~~特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。）~~が締結されたものとみなします。

以上